

法教育実践と社会科教員の実態に関する調査分析研究 －新潟県社会科教育研究会における調査から－

中 平 一 義*

(平成28年2月9日受付；平成28年5月10日受理)

要 旨

本稿は、近年の社会科教育で研究・実践が行われている法教育について、学校現場における認知と実践の実態について調査、分析を行ったものである。これまで新潟県内の学校教育における法教育の実態に関する調査はみられなかった。そこで、その実態を調査、分析することで今後の法教育実践を行う上での端緒にしようと考えた。新潟県内の回答者は、新潟県社会科教育研究会の会員であり、その多くが教員経験20年前後のベテラン社会科教員である。なお、アンケートの形式は関東弁護士会連合会が2011年に実施した内容に準拠した。アンケート結果の分析から、法教育実践は行われているものの、法曹関係者とともに実践を行うのではなく、教員が単独で行うことが多くみられる。また、小学校と中学校を比較すると後者のほうがより多くの実践を行っている。小学校、中学校ともに、法そのものを扱った法教育実践に傾倒している。また、多くの教員は法教育そのものに対する可能性を認識している。しかし、法教育の原理的理解と認識は広まっていない。その理解の裾野を拡大するためにも、学校現場と法曹関係者、そして大学が連携した法教育カリキュラムの開発や担い手の育成が求められる。

KEY WORDS

法教育実践 実態調査 新潟県社会科教育研究会 関東弁護士会連合会

1 はじめに－本調査の目的

本研究は、上越教育大学研究プロジェクト「地域の社会科教育における臨床的課題解決に向けた協働的实践研究¹⁾」(2014～2015年度、代表：茨木智志)における研究の一環として行ったアンケート調査である「法教育実践の実態に関する調査」の結果をもとに分析したものである。なお本アンケート調査は、新潟県社会科教育研究会²⁾(以下、「新社研」とする。)に所属する会員の協力をうけて実施したものである。本研究の主たるテーマである法教育³⁾とは、法や司法に関する教育の骨格をさすものであり、具体的にはアメリカの法教育法にいう「Law-Related Education⁴⁾」に関連するものである。その定義について日本で法教育を中心に推進している法務省法教育研究会(現、法務省法教育推進協議会)によると、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するものである。」とされている⁵⁾。法は個人やその社会で異なる習慣などと違い、すべての人に共通して適用されるという特殊性をもつものである。だからこそ法は、人が社会生活を送る上で必要なもっとも基本的な価値のひとつであると考えられる。そしてそれを扱う法教育は、現代社会において児童・生徒の認識と実社会との紐帯となる役割をもつものと考えられるのである。

日本の法教育が学校教育の中で実践されはじめる大きな転換点として、文部科学省の学習指導要領改訂がある。2008年に改訂された小学校及び中学校学習指導要領(高等学校は2009年改訂)⁶⁾には、法教育を様々な教科等で実施することが示された⁷⁾。先述の通り、誰しにも共通して適用される法の理解は、社会を認識するうえで必要不可欠なものである。ただし法教育は、既存の法を学び、それに沿った生活を送ることを目指すものではない。既存の法の基礎にある価値を理解し、さらに言えば新たに法をつくり、つくり変えたりする力や考え方を身につけることを目指すものである。つまり、子どもたちに対して、誰もが過ごしやすい社会は何かを考え、それを実現する力を身につけさせることを目指しているのである。なお、法に関わる具体的なケーススタディなどの内容は社会科以外の各教科等で行うことができても、その基礎に存在する価値などの核心については社会科教育にしか担うことができないと考えている。

法教育と社会科教育の関係性について言えば、現行の『中学校学習指導要領解説社会編』で、社会の見方や考え方

のとして「対立と合意」、「効率と公正」という概念枠組みが例示された。また、この学習指導要領に合わせた社会科公民的分野の各社の教科書には、これらを活用した法教育実践が可能な事例が明記されている⁸⁾。これら概念枠組みの関係性について若干の説明を加える。一般的に価値が多様化する現代社会では、諸個人間でさまざまな衝突（紛争）が存在することが予想される。その様な衝突（紛争）、つまり「対立」を解決するためには、「対立」する事象を見極め、何が問題となっているのか争点を正確に把握する必要がある。さらに、当事者間あるいは社会全体の影響を考慮して、最大限の利益が図られるように何らかの決定や調整を行うことも求められる。「合意」とは、その「対立」する事象に何らかの決定や調整を行った結果として生じるものである。また、「効率」と「公正」は、その「対立」から「合意」に至る過程でふまえることができる基準の一つでもある。「合意」を成立させるためには、「対立」しているどちらか一方の主張を優先させるか、お互いに歩みよるか、あるいは新たに全く別の基準を参照しなければならない。そのような判断の基準の一つとして「効率」や「公正」は利用できるが、それだけでは判断できないこともある。なぜなら、何が「公正」であるのか、誰にとって「公正」であるのか、「効率」の影響はどこに及ぶのかなど「合意」による影響を当事者間だけでなく社会全体など多岐にわたって考慮しなければならないからである。だからこそ、判断の基準となるものは「効率」や「公正」だけでなく、道徳的価値や慣習、あるいは個人的な感情だけではない場合もある。このように、さまざまな価値が存在する社会で生じる「対立」を何らかの方法で「合意」（解決）し、誰もが過ごしやすい自由で公正な社会の形成者を育成することを目指す法教育と、国家・社会の形成者として必要な資質の育成を目指す社会科教育には同じ目途が存在しているのである。

先に示した学習指導要領が中学校で完全実施される前年の2011年に、関東弁護士会連合会⁹⁾（以下、「関弁連」とする。）は同会に所属する各弁護士会が所在する1都10県の小学校、中学校、高等学校の教員に対して学校現場における法教育の実態調査を行った。この時期は学習指導要領が完全実施する前（中学校及び高等学校）であっても、法務省法教育研究会などが教材案を示したり各弁護士会単位でも法教育の関わる教員向けの研修を行ったりしていたことから多くの教員が法教育を認識していたことが考えられる¹⁰⁾。この実態調査を回答した関弁連管内の教員は、東京都39人、埼玉県25人、千葉県5人、神奈川県5人、茨城県20人、栃木県0人、群馬県20人、静岡県2人、長野県3人、新潟県0人、山梨県22人の計131人であった。つまり、新潟県の教員は回答をしておらず、同県内の法教育実践の実態の把握はできていなかった。そこで本稿におけるアンケート調査では、上記の学習指導要領改訂及び完全実施から時間が経過し、その内容が定着したと考えられる教育現場の、特に新潟県内の法教育実践に関する実態調査を行い、法教育の普及の様子や法教育実践に対する教員の抱える課題などを明確にしたいと考えた。なお、本アンケート調査では教員自身の法教育に対する認識の現実を把握するために、アンケート内において法教育の定義をあえて示さなかった。なお基本的には新社研のアンケート結果を分析することを中心とし、適宜、関弁連のアンケート結果と比較検討を行うものである。

2 調査方法と回答者の属性

2. 1 調査方法

本アンケート調査は、新社研の協力を受け2015年10月中旬から下旬にかけて郵送し、その回答の返送を求めたものである。対象者は、新社研に所属する会員であり、対象校等は新潟県内（糸魚川市、魚沼市、柏崎市、三条市、上越市、津南町、燕市、十日町市、長岡市、新潟市、南魚沼市、妙高市、村上市）の小学校50校（63人）、及び中学校28校（43人）、中等教育学校1校（1人）、高等学校1校（1人）、総合学校1校（1人）、教育事務所等関係機関7カ所（7人）である¹¹⁾。なお対象者の合計数は、116人である。回収数は、小学校50人（回収率79%）、中学校28人（回収率65%）、高等学校等8人（回収率80%）、全体で86人（回収率74%）である。なお、関弁連の調査では、回答者は先述の通り131人であり、その内訳は、小学校45人、中学校60人、高等学校33人であった¹²⁾。加えて関弁連の回答者は、全員が法教育の実践経験があるという特徴を持つ。

本アンケート調査用紙の内容は、先述の通り関弁連が2011年6月から7月にかけて実施した内容に準拠し、一部選択肢の中に現代的な課題を含めて作成した¹³⁾。本アンケート調査用紙は、A4版8頁の冊子で構成されている。質問項目は基本的には選択式であり、一部記述する内容もある。なお、質問数は共通で全27問である¹⁴⁾。

質問項目の大きな分類は、①回答者の属性（アンケート問1から問10）、②法教育実践の実態調査（アンケート問11から問14）、③法曹関係者などとの連携（アンケート問15から問24）、④法教育に関する理解（アンケート問25から問27）、⑤その他、の5つの類型により構成されている。

2. 2 回答者の属性

回答者の性別は、男性83人、女性3人（小学校のみ）と圧倒的に男性が多い。また表1で示したように、学校種では小学校はその半数以上を占め、次いで中学校、そして高等学校等となっている。なお年齢構成は、どの学校種も50代が最も多く全体の半数を占め、次いで40代の順になっている。よって、30代、20代の実数が少ない。このことは、表2でも明らかのようにベテラン教員が多いことを示している。実際に教員経験21年以上の割合は全体の約69%（86人中59人）であり、そこに教員経験11～20年を加えるとその割合は約88%（86人中76人）となっている。

表1 回答者の学校種別年齢構成

	20代	30代	40代	50代	その他	合計
小学校	1人	5人	17人	26人	1人	50人
中学校	2人	3人	11人	12人	0人	28人
高等学校等	0人	1人	1人	6人	0人	8人
合計	3人	9人	29人	44人	1人	86人

表2 回答者の教員経験年数¹⁵⁾

	1年未満	1～3年	4～10年	11～20年	21年以上	合計
小学校	0人	1人	5人	12人	32人	50人
中学校	0人	1人	3人	4人	20人	28人
高等学校等	0人	0人	0人	1人	7人	8人
合計	0人	2人	8人	17人	59人	86人

2. 3 社会科に関わる属性

次に、回答者の社会科に関する属性を示したい。表3の回答者の大学時代の専攻課程・分野をみると、小学校では初等教員養成課程が多く、50人中36人（全体の72%）となっている。その中でも社会科を専門としたものが31人と最も多い。次いで、教員養成課程以外（地理系・歴史系・公民系・教育学系・その他）の合計で11人となっている。その中でも公民系を専門としたものが約半数を占めている。一方で、中学校では教員養成系以外（地理系・歴史系・公民系・教育学系・その他）が多く、28人中19人（全体の68%）となっている。その中でも公民系を専門としたものが9人と最も多い。次いで、中等教員養成課程の社会科を専門としたものが7人となっている。高等学校等は、初等教員養成課程及び中等教員養成課程でそれぞれ社会科を専門としたものが3人ずつの計6人となっている。また、表4の回答者の社会科主任、研究主任の経験によれば、小学校では50人中49人（98%）が、中学校では28人中25人（89%）が、そして高等学校等では8人中7人（88%）が社会科の主任や研究主任の経験がある。全体では86人中81人（94%）が社会科主任や研究主任を務めた経験がある。ここまでの回答者の属性の分析から、新社研の協力を受けたアンケート調査であることから社会科に多くの経験を持つ教員が中心であることは言うまでもないが、教員経験年数が11年を超える者の割合が高い。そのような教員経験年数の多いベテラン教員は、年間を通した教育課程の流れや教科書の全体像を経験的にも理解していると考えられる。また、大学時代の専攻からも社会科を中心に研究したものが多く、且つ社会科の主任等を経験している割合も高い。なお、関弁連のアンケートは、社会科系科目（社会・現代社会・日本史・世界史・政治経済等）を担当している教員が94人、社会科系以外（国語・英語・家庭科・数学・理科等）を担当している教員が22人、全教科担当が25人となっていた¹⁶⁾。本アンケート調査の回答者は社会科に対する経験を深く持ち、学校内でも中心となって社会科を推進してきたことがわかる。関弁連のアンケートでも、社会科を中心としている教員が多いことがわかる。ただし、新社研が小学校中心の構成であるのに対して、関弁連は中学校の割合が高いという特徴を持つ。以上のような回答者の属性をふまえ、本アンケート調査の分析及び関弁連のアンケートとの比較検討を行う。なお、この後の新社研のアンケート分析に関しては小学校及び中学校の教員を中心として分析を行う。高等学校等は実数が少ないとともに、その所属によっては授業を行っていない回答者もいるためである。ただし、必要に応じて適宜、分析を加えていくこととする。

表3 回答者の大学時代の専攻課程・分野

	初等教員養成課程			中等教員養成課程		その他の教員養成課程	
	社会科	社会科以外	全科目	社会科	社会科以外		
小学校	31人	1人	4人	2人	0人	0人	
中学校	1人	0人	0人	7人	0人	0人	
高等学校等	3人	1人	0人	3人	0人	0人	
合計	35人	2人	4人	12人	0人	0人	
	教員養成課程以外					その他	合計
	地理系	歴史系	公民系	教育学系	その他		
小学校	3人	1人	5人	1人	1人	1人	50人
中学校	5人	4人	9人	1人	0人	1人	28人
高等学校等	0人	0人	1人	0人	0人	0人	8人
合計	8人	5人	15人	2人	1人	2人	86人

表4 回答者の社会科主任、研究主任の経験

	あり	なし	合計
小学校	49人	1人	50人
中学校	25人	3人	28人
高等学校等	7人	1人	8人
合計	81人	5人	86人

3 法教育実践に関わる実態調査

3. 1 これまでの法教育実践の実態

ここでは、法教育がどのように実施されているのかを具体的に分析を行いたい。まず、これまでに実施した法教育実践である。表5はその実態を示したものである。小学校で最も多いのは、「憲法に関する授業」の中での法教育実践である。具体的には「新しい憲法のはなしを活用した基本的人権の学習」、「大日本帝国憲法と日本国憲法の比較」、「日本国憲法や基本的人権」など、小学校第6学年の社会科における歴史的な内容と公民的な内容の両方を兼ねて行っていることがわかる。次いで、「情報リテラシー」に関わる実践が多い。これは、いわゆるSNS等の利用に関わる情報リテラシー教育やネットエチケットの中での法教育実践である。様々な電子媒体の急激な発達が生徒の生活

にも影響を与えていることが考えられ、小学生にとって身近であり喫緊の課題として扱っていることが推測される。また小学校では、「学級のルールづくり」や「道徳でのいじめや人権に関わる授業」、さらには「まちづくりの条例」、「租税に関わる授業」を行っているところもある。中学校でも、「憲法に関する授業」は最も多くなっている。そこでは、「憲法の存在理由の考察」、「各国の憲法比較」、「人権や公共の福祉」、「憲法第9条や自衛隊の海外派遣」など憲法の内容に関して詳細に取り組んでいる。また、「模擬裁判・模擬評議」については、「裁判員制度の学習」だけでなく、具体例をもとにした模擬裁判を実施していることもある。また、「いじめ」に関わる内容も実施しており、人権や民事上の賠償責任などを考察させることもある。「模擬調停」では、少年事件に関わる内容を実施していることや、「その他」においては裁判傍聴を行っているなど裁判の実践に関わる授業が行われていることがわかる。小学校、中学校の共通点は「憲法に関する内容」や「ルール作り」、さらには「情報リテラシー」に関する内容が行われている。大きな違いは、中学校では「模擬裁判・模擬評議」などの裁判に関わる内容が多いことがいえる。なお高等学校等では、「著作権や肖像権の問題」や「尊属殺人重罰規定」、「日本と韓国の法制度の比較」などを実施したところもある。関弁連も「憲法に関する授業」が多く、内容についても新社研と同様のものが見られた。ただし、関弁連では、「模擬裁判・模擬評議」が最も多くなっているのが特徴的であった。加えて、法教育実践の導入として一般的に行われる「ルール作り」が新社研に比べてとても多いという特徴があった。

3. 2 法教育実践を行う教科等の時間

次に、法教育実践がどのような教科等の時間で実施されているのかを、表6の結果をもとにして分析する。これは小学校、中学校ともに共通した傾向がある。多くの場合、「社会科の授業時間」で行われている。次いで、「道徳の授業時間」、「ホームルーム（学級活動）の時間」で実施されている。なお、「その他」についても小学校、中学校共通して「総合的な学習の時間」があげられている。小学校では修学旅行における国会見学を法教育の時間として示した例もみられる。関弁連の調査も「社会科の授業時間」が多くみられたが、新社研と比べると全体に占める「特別活動の授業時間」の割合が高い。これは、関弁連の回答者が社会科系以外を担当している教員である割合が一定数存在することから生じる現象であると考えられる。

表5 これまでに実施した法教育実践（複数回答可）

実施した実践	新社研調査		関弁連調査
	小学校回数	中学校回数	
憲法に関する授業	36	22	61
ルール作り	7	9	44
模擬裁判・模擬評議	1	12	66
模擬調停	0	2	0
弁護士による講演	1	3	23
契約作り	0	1	12
情報リテラシー	19	8	その他 28
労働法教育	2	6	
いじめに関する法教育	5	9	
その他	5	1	

表6 法教育実践の授業等時間（複数回答可）

授業等の時間	新社研調査		関弁連調査
	小学校回数	中学校回数	
社会科の授業時間	43	27	89
道徳の授業時間	10	13	18
特別活動の授業時間	2	4	42
ホームルーム（学級活動）の時間	8	5	14
その他	4	1	19

3. 3 法教育実践の目的

次に、実施した法教育の授業では、児童・生徒にどのような力を身につけさせることを目的としていたのかについて表7の回答結果をもとに分析する。まず、小学校については「法と生活の関わりについての理解」の項目が最も多く、次いで、「社会における法存在意義の理解」、「物事を多面的

表7 法教育実践の目的（複数回答可）

目的	新社研調査		関弁連調査
	小学校回数	中学校回数	
物事を多面的な観点から考察する能力を身につける	16	16	73
人がそれぞれ多様な意見や見解をもつことを理解しつつ、自己の考えを、信念、意見を説得的に伝える能力を身につける	13	10	88
交渉、妥協を通して合意を得、紛争を解決する能力を身につける	5	10	26
法的な問題につき、調査し分析する能力を身につける	1	5	19
法や法的問題について理解し、批判的に評価する能力を身につける	2	11	32
法が特定の事実状況に当てはめられるかを理解する能力を身につける	0	0	14
共同でルールを作り目標を設定することに参加する能力を身につける	10	7	49
社会における法の存在意義の理解	22	16	46
法の基礎にある原理や価値の理解	13	9	36
法と生活の関わりについての理解	28	12	55
法に関する知識の習得	15	14	39
司法制度の理解	8	17	39
その他	2	0	6

的な観点から考察する能力を身につける」が多い。一方で、「法が特定の事実状況に当てはめられるかを理解する能力を身につける」や「法的な問題につき、調査し分析する能力を身につける」、「法や法的問題について理解し、批判的に評価する能力を身につける」に関する項目はほとんど見られない。なお、「その他」では「人権は法に基づく私たちに与えられた何にもかえがたい理念であり、私たちは全ての人々の（自他ともに）人権を尊重する義務があること」や「個人情報の保護、法的罰則」を理解させたいとしたものもある。中学校については「司法制度の理解」、「物事を多面的な観点から考察する能力を身につける」、「社会における法の存在意義の理解」が多い。小学校と中学校との違いが顕著なのは、小学校ではその数が少ない「法や法的問題について理解し、批判的に評価する能力を身につける」、「司法制度の理解」が中学校になると数が増加していることである。裁判員制度が始まった影響なども考えられるが、中学校の実践が小学校に比べてより具体的な法を扱っていることがわかる。反面、中学校に比べて小学校の数が多なのは「法と生活の関わりについての理解」である。これは、法そのものを扱う法教育実践であっても、その方法に関しては特に小学校では児童の身近なところから法の理解を進めようとしていることが推測される。興味深いことに関弁連の調査では、「人がそれぞれ多様な意見や見解をもつことを理解しつつ、自己の考えを、信念、意見を説得的に伝える能力を身につける」が最も多くみられた。

3. 4 法教育実践後の児童・生徒の変容

法教育実践に関わる実態調査の最後に、法教育実践後の児童・生徒の変容について分析を行った。表8を参考にすると、「授業への関心が高くなった」と「単なる知識だけではなく、法制度の背景にある理念に沿った理解を示すようになった」の数が多い。これは、法そのものを機械的に理解するのではなく、その理念を考えさせようと授業等を行った教員の力によるものと考えられる。また、法に関する理解が進んだことにより、「議論が活発になった」の数も一定程度みられる。小学校では「クラス運営が容易になった」と回答する教員もいる。中学校では、「その他」の中で「法に関する時事的な話題への関心が高まった」ことや、「規範やルールに関する意識づくりに影響を与えた」と回答したものもいる。しかし、「特に変化はなかった」については、小学校、中学校ともに少ない数が存在する。なお、関弁連の調査においても新社研と同様の傾向がみられた。

表8 法教育実践後の児童・生徒の変容（複数回答可）

変容の様子	新社研調査		関弁連調査
	小学校回数	中学校回数	
授業への関心が高くなった	13	13	59
議論が活発になった	7	3	34
単なる知識だけではなく、法制度の背景にある理念に沿った理解を示すようになった	12	11	49
クラス運営が容易になった	8	1	15
特に変化はなかった	10	6	13
その他	2	4	17

せようと授業等を行った教員の力によるものと考えられる。また、法に関する理解が進んだことにより、「議論が活発になった」の数も一定程度みられる。小学校では「クラス運営が容易になった」と回答する教員もいる。中学校では、「その他」の中で「法に関する時事的な話題への関心が高まった」ことや、「規範やルールに関する意識づくりに影響を与えた」と回答したものもいる。しかし、「特に変化はなかった」については、小学校、中学校ともに少ない数が存在する。なお、関弁連の調査においても新社研と同様の傾向がみられた。

3. 5 法教育実践に関わる実態調査のまとめ

ここまで示した「法教育実践に関わる実態調査」の分析についてまとめたい。

まず、「法教育実践の実際」に関しては、新社研の小学校、中学校ともに「憲法に関する授業」において法教育をおこなっている。加えて、新社研では「情報リテラシー」に関する内容として法教育を行うこともあり、児童・生徒や社会の実態に応じた法教育の内容を実施していることが推測される。また、特に中学校では裁判に関わる内容が多く行われている。法教育の実践に関して本アンケート調査に関わる学校種の割合を考えても、中学校でより多くの実践が行われていると考えられる。一方で関弁連についても「憲法に関する授業」が多いが、新社研ではそれほど多いとは言えない「ルール作り」が多くみられた。次に、「法教育実践の授業等時間」では、「社会科の授業時間」が最も多く、「道徳」、「ホームルーム（学級活動）」と続いている。やはり、法に関する内容は社会科教育を中心として行うべきであることを認識していると考えられる。ただし、関弁連では「特別活動の授業時間」が多くみられた。これは、関弁連の「ルール作り」の活動の中に、「身近な学校生活のルール作り」、「学級活動（学級会）」があり、それらを実施する時間として「特別活動の授業時間」が活用されていたことが考えられる。「法教育実践における目的」に関しては、小学校、中学校で共通するものと、そうではないものが混在した。前者は「物事を多面的な観点から考察する能力を身につける」と「社会における法の存在意義の理解」であり、後者について小学校では「法と生活の関わりについての理解」が多く、中学校では「法や法的問題について理解し、批判的に評価する能力を身につける」、「司法制度の理解」が多い。小学校に比べて中学校は法制度に関する具体的な学習の中で法教育を展開することが推測される。なお、関弁連では「人がそれぞれ多様な意見や見解をもつことを理解しつつ、自己の考えを、信念、意見を説得的に伝える能力身につける」が最も多かった。法教育実践者が回答者であることから、法教育実践によりこのような力をつけることが可能であることを示しているとも考えられる。最後に「児童・生徒の変容」に関しては、小学校、中学校、関弁連ともに「授業への関心が高くなった」とともに、「特に変化はなかった」も多くみられる。

4 法曹関係者などとの連携

4. 1 法教育実践に対する法曹関係者の関与

ここでは、学校で法教育を実践する際に弁護士をはじめとした法曹関係者からの協力の有無などを中心にして分析する。まず表9の法教育実践に対する法曹関係者の関与であるが、新社研では小学校は1人（50人中）、中学校は3人（28人中）と少数の結果が見られる。なお、関弁連では77人（131人中）である。表10によると、新社研では、法曹関係者の授業への関与の方法は「弁護士等の法曹関係者に授業を行なってもらった」が小学校、中学校ともに1回だけである。中学校では、「弁護士等の法曹関係者とともに授業を行なった」、「授業案を作成する際にアドバイスをもらった」、「授業を行なった際に観覧してもらい、生徒からの質問に回答してもらった」がそれぞれみられる。同様に関弁連の調査でも、この傾向が全体的に見られた。また、法曹関係者との接続方法は表11に示した通りであるが、新社研の小学校の「その他」は「学校の教育コーディネーターに依頼した」であり、中学校の「その他」は

表9 法教育の実践への法曹関係者の関与

	あり
小学校	1
中学校	3
関弁連	77

表10 法曹関係者の授業への関与の形式（複数回答可）

	新社研調査		関弁連調査
	小学校回数	中学校回数	
弁護士等の法曹関係者に授業を行なってもらった	1	1	41
弁護士等の法曹関係者とともに授業を行なった	0	2	39
授業案を作成する際にアドバイスをもらった	0	2	22
授業を行なった際に観覧してもらい、生徒からの質問に回答してもらった	0	2	18
その他	0	1	11

表11 法曹関係者との接続（複数回答可）

	新社研調査		関弁連調査
	小学校回数	中学校回数	
知り合いの弁護士等の法曹関係者に依頼した	0	0	20
弁護士等法曹関係者の団体や、大学が開設するホームページを閲覧して、協力要請をした	0	1	20
知り合いの教員に紹介してもらった	0	1	11
その他	1	1	33

「直接弁護士に電話で依頼した」である。法曹関係者との接続が低調であることは新社研のみのアンケート項目の結果である表12から見て明らかである。各弁護士会による法教育研修等を「知らない」と回答した割合は全体の半数近くがみられるからである。なお、先の法教育実践に法曹関係者の関与があったと答えた小学校の1人、中学校の3人と、表12の回答結果をクロス集計分析すると、「知っているが研修などには参加したことがない」が3人、「知らない」が1人であった。つまり学校現場で法教育に関心を持ち、かつ法曹関係者とともに法教育実践を行っているにもかかわらず、その法曹関係者が行う研修等には参加したことがない教員が多いのである。反面、そのような研修等に参加したにもかかわらず、法曹関係者とともに授業を展開していないとも言える。一方で、表11に関して関弁連の結果によれば、最も多い「その他」には、「大学との連携」や「生徒向け・教員向けの学習会などに参加」、「弁護士等との研究会や勉強会」で協力を依頼したケースがあった。

表12 各弁護士会による法教育研修や勉強会の認知

	新社研調査	
	小学校	中学校
知っている。研修などにも参加したことがある	1	3
知っているが研修などには参加したことがない	19	13
知らない	29	12
未回答	1	0

4. 2 法教育実践に対する法曹関係者の関与の教員の捉え

では、法曹関係者との接続を教員がどのように捉えているだろうか。表13を参考にすると、興味深いことに法曹関係者と法教育実践を行った教員の多くは、法曹関係者が授業に参加することの効果があったと回答しているのである。また表14のように全体でも、法曹関係者が授業に関与したほうがよいと回答する数が多い。なお、関弁連の「したほうがよい」には、「当面はしたほうがよい」と回答した教員が5人含まれていた。

法曹関係者が授業に関与することについて、教員が期待していることは表15によれば、新社研・関弁連ともに「身近な生活において法が深く関わっていることへの理解を深めることができる」が最も多く、次いで、「生徒たちに法に関する知識や法制度について正確な情報を提供することができる」や「法の存在意義に関する理解を深めることができる」が多く見られる。これは、先述の表7の法教育実践の目的（例えば、「社会における法の存在意義の理解」とほぼ関連しているといえる。つまり、法の専門家に対して、その専門的な知識を期待していると考えられる。

一方で、表7の法教育実践の目的について新社研の回答では小学校・中学校で見られた「物事を多面的な観点から考察する能力を身につける」は、類似の質問項目である表15の「多角的に物事をとらえるという視点を生徒たちに提示することができる」ではそれほど多数ではない。それに対して、関弁連の回答では両方ともに多い数値が見られた。関弁連のアンケートの

表13 法曹関係者が授業に関与した際の教育効果

	あり	なし
小学校	1	0
中学校	3	0
関弁連	60	2

表14 法曹関係者の授業への関与の必要性

	したほうがよい	しなくてよい
小学校	28	5
中学校	23	4
関弁連	116	6

表15 法曹関係者の授業関与のメリット（複数回答可）

	新社研調査		関弁連調査
	小学校	中学校	
法の存在意義に関する理解を深めることができる	26	12	74
法の基礎にある原理や価値の理解を深めることができる	18	11	63
身近な生活において法が深く関わっていることへの理解を深めることができる	31	21	97
生徒たちに法に関する知識や法制度について正確な情報を提供することができる	19	18	72
法を批判的に評価するという視点を生徒たちに提示することができる	3	6	19
生徒たちの専門的な質問に対して即座に対応することができる	13	11	50
多角的に物事をとらえるという視点を生徒たちに提示することができる	6	6	53
生徒たちの活発な発言を促す題材を扱うことができる	1	4	33
生徒たちに興味を持ってもらえるような授業ができる	10	10	67
その他	2	1	6

回答者が法教育実践の授業での経験や法曹関係者が関与して授業実践を行っている実数が新社研の回答者と比較して多いことを勘案すると、法教育実践を法曹関係者の関与により行くと、児童・生徒が多角的に物事をとらえることができるという効果があると推測される。一方で、法曹関係者が法教育実践に関与する際のデメリットについては、表16にみられるように新社研では「準備に時間がかかりすぎる」、「正規の授業時間に組み込みにくい」が小学校、中学校ともに多くなっている。法教育実践がある関弁連でもデメリットを指摘しているが、特に正規の時間に組み込むことの困難さが強調されている。学校現場の多忙さとともに、学校で教育すべきとされる内容が膨大な量となっており、法曹関係者と共同で実践をすることができない状態が存在することが推測される。だからこそ表17によれば、「弁護士等の法曹関係者がゲストティーチャーとして授業を行う」や「弁護士等の法曹関係者が教材となる事例を提供する」の数が小学校、中学校ともに高くなっていると考えられる。

また、新社研の表16の「その他」については、小学校では「全校体制で取り組むことが困難」であるという学校側の課題が指摘されている。加えて小学校、中学校ともに「話が専門的すぎて子どもにとって理解しにくい内容になる恐れがある」という指摘や「謝礼が出せない」、「依頼先がわからない」など法曹関係者側の課題を指摘する声もある。法曹関係者の背景がわからず、教育の中立性が担保できないのではないかと危惧する指摘もある。また、授業で扱った内容の結論や正解を示す必要があるが、法教育の実践の中には正解がないものもあることから、児童・生徒が戸惑うことを危惧する声もある。関弁連の表16の「その他」については、「お金がかかる」、「敷居が高い」、「打ち合わせの時間が取りにくい」、「特定のクラスのみにはしか実施できない」、「教員の教材研究がしづらい」、「教員が教えたい点と法律実務家が教えたい点のズレを合わせる」となどがみられた。

表16 法曹関係者の授業関与のデメリット（複数回答可）

	新社研調査		関弁連調査
	小学校	中学校	
準備に時間がかかりすぎる	32	20	47
正規の授業時間に組み込みにくい	17	19	64
その他	5	4	20

表17 法曹関係者の授業関与の方法（複数回答可）

	新社研調査		関弁連調査
	小学校	中学校	
弁護士等の法曹関係者がゲストティーチャーとして授業を行う	37	20	101
授業案の作成の際に弁護士等の法曹関係者がアドバイスをする	10	8	39
教員と弁護士等の法曹関係者と共に授業を行う	16	10	63
弁護士等の法曹関係者が法教育の教材等を作成する	5	11	44
弁護士等の法曹関係者が教員に対して講演を行う	17	7	35
弁護士等の法曹関係者が保護者に対して講演を行う	11	5	20
教員が行う法教育を弁護士等の法曹関係者が観覧しアドバイスをする	9	3	19
弁護士等の法曹関係者が教材となる事例を提供する	15	12	66
その他	0	0	6

4. 3 法曹関係者などの学校外部のリソースとの連携のまとめ

ここでは、法教育実践に対する法曹関係者の関与についてまとめたい。まず、法教育実践に法曹関係者の関与があった事例は新社研では小学校、中学校合わせて4件、関弁連では、77件であった。新社研では法曹関係者との接続方法の認識や、法教育自体の研修会などに対する認知の差が教員ごとに大きく開いた。一方で、「これまでに実施した法教育実践」を示した表5や、「法教育実践の授業等時間」を示した表6を参考にすると、法教育の実践自体は行われている。つまり、新社研では法曹関係者の関与なしに法教育実践をしていることが推測される。しかし、法曹関係者の関与を求める声が多く、加えて法教育実践において法曹関係者が関与することのメリットを挙げる声が経験的にも多く見られた。このメリットは教員が法曹関係者に期待する内容であるとも考えることができる。しかし一方で、法曹関係者が関与する際のデメリットも指摘された。学校によっては全校体制で取り組まなければならないことや、教員の多忙さから法教育の実践事例を法曹関係者に求めるものも見られた。

5 法教育が広がるために

5. 1 学校現場で法教育に対する共通理解が広まらない理由

今後の法教育の展開についての調査結果を分析したい。まず、法教育について学校現場で共通理解が得られずに実践されない要因について表18を参考に分析する。新社研・関弁連ともに数が多いのは、「法的な専門知識がないと実践が難しいという印象が強い」である。法そのものに対する難しさを感じている教員が多い。「法教育の授業を実践する時間的余裕がなく、また、教員が多忙で法教育に関する研究会・研修会等に参加する時間がない」も小学校、中学校共通して多く見られた。一方で新社研の小学校では、「法教育という言葉自体が認識されていないし、その名称がなじめない」、「法教育の意義が理解しづらく、何を獲得目標としているかわからない」、「使用すべき教材、実践方法がわからない」の数も多くある。小学校の「その他」の意見の中にも「学習指導要領に法教育という記述がないことから何をすべきかわからない」というものもある。ところが、中学校では例えば社会科の第3学年公民的分野で、裁判員制度など法的な内容を行うことや、教科書に「対立と合意」、「効率と公正」を視点に法教育を実践できる内容が含まれていることから小学校と同じ反応にはならなかった。加えて発達段階に関することも小学校、中学校で差異がみられる。発達段階に関しては、関弁連の「その他」の中で「小学生であると児童にわかりやすく伝えることが難しい。」という意見も見られた。

表18 学校現場で法教育について共通理解を得られない、または法教育が実践できない原因（複数回答可）

	新社研調査		関弁連調査
	小学校	中学校	
法教育という言葉自体が認識されていないし、その名称がなじめない	27	7	9
法教育の意義が理解しづらく、何を獲得目標としているかわからない	17	8	8
社会科の教諭が教える専門分野であるという先入観が強い、または、どの教科で実施すべきか不明確である	12	9	9
法的な専門知識がないと実践が難しいという印象が強い	27	13	19
使用すべき教材、実践方法がわからない	21	7	17
現在使用されている教科書を用いて法教育を実践することが困難である	6	2	13
法教育の授業を実践する時間的余裕がなく、また、教員が多忙で法教育に関する研究会・研修会等に参加する時間がない	18	17	20
授業は「評価」を伴うが、法教育の授業において「評価」という考え方が馴染まない	5	3	3
生徒たちの発達段階に応じて配慮すべきことが多く実践しづらい（模擬裁判において殺人事件を取り扱くと「死」を問題とすることになる等）	17	5	9
法曹関係者の協力を得る方法がわからない	12	5	8
法教育よりも必要な授業が他にある	4	2	4
その他	2	0	5

5. 2 法教育実施のために必要なこと

次に、学校現場で法教育が実践されるために必要なことについて表19を参考に分析する。ともに数が多かったのは、「教科書の内容を組み込んだ法教育の教材を作成し、教員に資料として配布する」と、「時間をかけずに簡単に実践できる法教育の授業案を作り上げていく」である。教員が自ら教材開発をするよりも、手軽に授業実践を行うことができる資料を求めていることは、やはり教材をじっくりと開発及び、研究する時間的余裕を捻出することができない学校を取り巻く現状の問題があらわれているといえよう。

新社研の「その他」の中には、「法教育の目的が理解されていない中で、子どもたちに何を身につけさせることが可能なのかは判断ができない」や「法教育の意義・価値を明確にすべき」という意見もあり、まずは法教育の目的が学校現場で理解されるようにすべきであるという指摘もあった。関弁連の「その他」に関しては、「広報活動を活発に行う」、「他国の実践例を法曹関係者の視点からも分析して、現場の実践者に対して助言をする」、「法教育に関して、簡単に手軽に読める漫画等を作成する」があった。

表19 学校現場で法教育が実践されるために必要なこと（複数回答可）

	新社研調査		関弁連調査
	小学校	中学校	
教育現場と法曹関係者が長期的かつ計画的に協力するプログラムを創設する	14	11	49
教科書の内容を組み込んだ法教育の教材を作成し教員に資料として配布する	31	13	61
法教育が行う科目を設定し、小学校低学年から段階的に、1学期・1学年を通じたカリキュラムを編成する	6	5	24
社会的な出来事等を自分の立場に置き換えて考えるという機会を社会科の時間だけでなく各教科において取り入れていく	13	6	29
時間をかけずに簡単に実践できる法教育の授業案を作り上げていく	25	19	68
模擬裁判などのイベントを開催する（授業、文化祭等において）	3	5	47

5. 3 今後実施してみたい法教育実践

法教育実践がなかなか学校現場で実施されない一方で、今後実施してみたい法教育の内容について表20を参考にして分析する。全体的に多くみられるのは「憲法に関する授業」である。具体的には、「憲法改正問題」や「集団的自衛権の問題」、「憲法の成り立ち」、「日常生活と憲法との関連」などを行いたいという回答があった。また、「模擬裁判・模擬評議」なども裁判員制度に関連して数多く見られた。この点に関して関弁連の回答が多いのは、関弁連の調査の時期が裁判員制度の導入にあたり注目が集まっていたからと推定される。また、新社研の小学校では「いじめに関する法教育」や「情報リテラシー」に関わる内容が多く見られ、学校現場での課題に対する具体的対応としての法教育への期待も推測される。一方で関弁連の「その他」は、「学級会の事前学習としての法教育」、「裁判所などへの見学」、「多文化社会における法の関わり」などが挙げられている。

表20 今後実践してみたい法教育の内容（複数回答可）

	新社研調査		関弁連調査
	小学校	中学校	
憲法に関する授業	25	10	51
ルール作り	5	5	40
模擬裁判・模擬評議	14	9	70
模擬調停	1	2	12
弁護士による講演	6	5	20
契約作り	1	3	19
情報リテラシー	12	2	その他 6
労働法教育	2	3	
いじめに関する法教育	22	6	
話題の法案の解説を中心とした法教育	5	6	
その他	1	1	

5. 4 法教育が広がるためのまとめ

法教育が学校現場で共通理解を得ることができない理由として考えられることは、教員の法の専門性に対する危惧である。それゆえ、どのような教材を用意すべきか困惑している実態がある。さらに、教員には専門的な研修会などに参加する時間的余裕がないという回答も多い。また、法教育の内容に関する発達段階との関係については、小学校教員からの危惧する声が多く見られる。一方で中学校教員からは、法に関連する内容を扱うことができると捉えている回答が多い。また、法の専門性への苦心、さらには教員の多忙化から、教科書に関連した法教育教材の資料や、簡単に実践できる法教育の授業案を求める声も多く見られる。何よりも法教育に対する共通理解や、法教育の目的が理解されていないことが課題であると考えられる。しかし一方で、法教育で取り組みたい実践も数多くあり、その中には学校が抱える喫緊の課題も存在している。

6 まとめと今後の課題

本アンケート調査の分析から得られた知見は、以下の通りである。

- ①本アンケート調査の主たる回答者は、新潟県内の小学校と中学校の教員である。性別はほぼ男性が占めており、年齢構成は40歳代以上が大半である。教員としての経験年数は21年以上が約7割を占め、そこに経験年数11年目以上を加えると約9割を占める。また、回答者の社会科に関する属性は、社会科の主任などを経験している割合が高い。大学時代の専攻も社会科を中心としたものが多い。よって本アンケートの回答者は、社会科に関する経験を深く持ち、学校内で社会科をリードするベテランの教員が多い。
- ②法教育の実践に関して、「憲法」にかかわる内容が小学校と中学校で行われていた。なお、中学校では裁判に関する授業が小学校よりも多く展開されている。小学校と比較して中学校の方が法教育の授業が行われている。また、法教育実践の授業時間は、基本的には「社会科」の時間である。一方で、法教育実践の経験のある教員が回答した関連のアンケート結果からは、「憲法」以外に、一般的に法教育の入り口である「ルール作り」に関する授業も数多く行われていた。よって法教育実践の授業時間も、社会科だけでなく学級活動の時間なども行われていた。
- ③法曹関係者が法教育実践にどれほど関与しているのか。本アンケート調査の回答者から、ほとんど関与していないことがわかった。各弁護士会などの法教育研修会に参加している様子はそれほど見られない。しかし、法曹関係者が法教育実践に関与することの必要性を求める傾向はある。そこでは、法曹関係者に対して法の専門的な知識を求めている。しかし、法の専門的な知識を求めているにもかかわらず、法曹関係者が関与せずに授業を行う理由としては、下記のデメリットも考えられる。一方で、本アンケート調査の回答者がベテランの社会科教員だからこそ、社会科を深く理解し授業を展開することができるのではないかと推測される。
- ④法曹関係者が法教育実践に関与するデメリットとして、授業の準備時間の捻出などが挙げられ、背景には学校現場の多忙がある。さらに教育の中立性に関連して、弁護士の背景を気にする声も聞かれる。教員が授業の準備時間を捻出できないことから、法曹関係者自身が授業を行うことを求める声も、教員と法曹関係者の共同授業よりも多く見られる。また、法曹関係者に教材そのものの提供を求める声がある。
- ⑤法教育が学校現場で実践されていない現状について、法教育に対する共通理解が不足していることや、法教育そのものの必要性に疑問を抱く声がある。なお、本アンケート調査の回答者は法の専門性に対する危惧があり、その傾向は小学校の方が中学校に比べて強い。
- ⑥法教育が学校現場でより実践されるためには、教員の法教育への理解が必須である。多忙な教育現場からは、法曹関係者などから教材事例を示してほしいという要望がみられる。

法を教えれば、あるいは「対立と合意」、「効率と公正」といった概念枠組みを活用した実践を行うと、法的な思考を獲得した児童・生徒が育つほど教育は単純ではない。法教育の目的である法と、その根底にある価値を理解することは、道徳などの他の規範との異同も視野に入れなければならない。しかし、それらを形式的・抽象的なまま教えても、子どもたちは自分事としてつかむことはできないだろう。つまり法教育は、児童・生徒にとって身近な問題から、「自分がよりよく生きること」、「他者と共同でよりよく生きること」を思考することが必要である。その学びは実社会でも同様のものが求められると考えられる。さらに言えば、「よりよく」の中身を吟味することも必要になる。つまり法教育は、社会科教育における学校での学びと実社会との紐帯となる教育内容であり、現代社会が法化社会である以上、必要不可欠な内容なのである。今後、法教育が教育現場でより理解され積極的に実践されるように、学校現場と法曹関係者、そして大学が連携したカリキュラム開発や担い手の育成につながる活動が求められる。

謝辞

本アンケート調査の企画・実施に関して、2015年度新潟県社会科教育研究会の望月正樹会長（妙高市立妙高小学校長）、陸川晃副会長（上越市大潟町中学校長）をはじめ、同研究会会員の協力を得た。また、本アンケート調査の作成に関して、関東弁護士会連合会から協力を得た。皆様のご協力に深く感謝いたします。なお、本アンケート調査の集計に際し、社会系コース院生である佐藤龍氏の協力を得た。

注

1) 本プロジェクトは、2013年度まで実施されていた上越教育大学研究プロジェクト「地域の社会科教育実践の臨床的課題解

- 決と包括的改善方策」(2012~2013年度, 代表: 志村喬)の連続性の中で行われているものである。なお, 2013年度まで実施されていたプロジェクトの成果のひとつとして, 志村喬・茨木智志・山本友和・大崎賢一「社会科授業実践と教員の社会科専門性の実態分析研究」上越教育大学社会科教育学会『上越社会研究』No.29, pp.31-40, 2014年がある。本アンケート調査では, 前プロジェクトとの関連性を示すため, 回答者属性に関する質問項目はほぼ同様のものとした。
- 2) 新潟県社会科教育研究会は, 新潟県上越地域を中心に県内全域の小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 総合学校, 関係する教育行政機関及び, 大学などにそれぞれ属する150人を超える社会科教育・郷土研究などに興味を持つ会員により構成されている。研究発表や講演会, 講習会, 協働研究や地域巡検, 視察旅行, 研究成果の出版などを行っている。また, 新潟県社会科教育研究会と上越教育大学社会科教育学研究室は自主的かつ有機的に連携することで, 社会科教員養成や研修などを効果的に行っている。詳しくは, 志村ら, 前掲注(1)を参照。
 - 3) 法教育は「狭義の法教育」と「広義の法教育」に分類される。前者は課題に対してどのような法律を適用すべきであるのかを考察するなどの制定法の条文解釈を中心としたものであるのに対して, 後者は法のそのものの意義や制定過程, 役割・機能などの原理的側面から考察するものである。前者は大学の法学部で行われる法学教育に近い。本稿で考察の対象とする法教育は後者の法教育である。また, 法教育は「法関連教育」と呼ばれることもあるが, 本稿では法教育という呼称に統一する。
 - 4) アメリカ法教育法 (Law-Related Education Act of 1978, P.L.95-561)。アメリカで法教育が始まった背景について江口勇治は, 1960年代から1970年代後半にかけては, ベトナム反戦運動や大学改革, フェミニズム運動, 人種差別撤廃運動等に触発され教育の人間化を図るカリキュラム改革の影響があったことを指摘している。さらに, 1980年代以降は, 麻薬問題や, 落ちこぼれの問題, 多文化や異文化そして文化複合問題などの社会の基本問題への対処として市民教育再生の工夫が州レベルで行われ, その一つに法教育の展開があったことを指摘している。アメリカでは, 時代により社会の根幹として法を学ぶ意義が確認され法教育が急速に広まった。詳しくは, 江口勇治「法教育の理論 日本型法教育の素描」全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性』, 現代人文社, p.16, 2001年を参照。
 - 5) 法務省法教育研究会『はじめての法教育 我が国における法教育の普及・発展を目指して』ぎょうせい, p.2, 2002年を参照。なお, 法務省法教育研究会より以前から法教育に関する内容は行われてきた。従前の法教育は, 三潮流に分けられる。第一の潮流は, 1990年前半から社会科教育研究者と初等中等教育教員によって研究・実践されてきた法教育である。第二の潮流は, 1980年代に消費者教育の分野で司法教育を推進してきた日本司法書士会連合会の活動がある。さらに, 1990年代前半から法律家団体による司法教育の研究・実践がある。具体的には, 教科書に記載されている司法・人権教育に関する内容が不十分であることを指摘し, 改善の方向を提示した弁護士会の活動がある。これら法律家団体の法教育は, 司法の基本的役割(基本的人権と民主主義の擁護)にある。そして第三の潮流として, 司法制度改革審議会意見書による司法教育がある。これは, 国民の統治客体意識から統治主体意識への転換を行うことをめざし, そのために学校教育などで司法の仕組みや働きに関する学習機会を充実させることを求めたものである。なお, 第一の潮流と第二の潮流の中心的な担い手たちによって2000年に「全国法教育ネットワーク」が設立された。さらに三つの潮流がすべて合流したものとして2003年に法務省内に設置されたのが法教育研究会である。詳しくは, 北川善英「法教育」の現状と法律学, 『立命館法学526号』, pp.66-85, 2008年を参照。
 - 6) ここで改訂された学習指導要領の完全実施は, 小学校2011年4月, 中学校2012年4月, 高等学校2013年入学生からとなっている。
 - 7) 「法教育」という用語は学習指導要領上で直接には存在しないが, 「法, きまり, 約束, ルール」などの概念的なものや, 「肖像権, 知的財産権, 個人情報保護」などの内容は, 小学校, 中学校, 高等学校の各教科の学習指導要領解説内で見ることができる。詳しくは, 各学習指導要領解説が参考になるが, それらをまとめたものとして東京都教育委員会が作成した「『法』に関する教育カリキュラム」を参照。東京都教育委員会HP参照。(最終閲覧2016年1月9日) (<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/04/2014s700.htm>)
 - 8) 学習指導要領解説については, 文部科学省『中学校学習指導要領解説 社会編』日本文教出版, p.113, 平成20年8月を参照。教科書については, 五味文彦他, 『新しい社会 公民』東京書籍, 2011年検定済み, 2012年発行, pp.22-29を参照。ここでは, 身近な地域や学校で生じる紛争が事例として示されている。また, 裁判員制度に関連して模擬裁判の事例なども示されている。
 - 9) 関東弁護士会連合会は, 東京高等裁判所管内の13の弁護士会によって構成されている所属弁護士数が約2万人の日本の弁護士の約60%が属している団体である。13弁護士会とは, 東京の三弁護士会(東京, 第一東京, 第二東京)と, 関東地方の弁護士会(横浜, 埼玉, 千葉県, 茨城県, 栃木県, 群馬)のほか, 甲信越の弁護士会(山梨県, 長野県, 新潟県)及び静岡県内の弁護士会である。詳しくは, 関東弁護士会連合会HP: <http://www.kanto-ba.org/about/>を参照。(最終閲覧2016年1月9日)。なお, 横浜弁護士会は, 2016年4月1日より神奈川県弁護士会に名称を変更。
 - 10) 関東弁護士会連合会のアンケート結果は, 関東弁護士会連合会編『これからの法教育 さらなる普及に向けて』現代人文社, pp.52-80, 2011年参照。
 - 11) 中等教育学校, 高等学校, 総合学校, 教育事務所等は数値が少ないことから, 以下では「高等学校等」として, それらの合計した数値を示す。なお, 本稿における割合は, 小数点第一位を四捨五入した数値を示している。
 - 12) 関東弁護士会連合会編, 前掲注(10) pp.53, 54

- 13) 本アンケート調査は、基本的には関東弁護士会連合会のアンケートに準拠しているが、いくつかの点で違いがある。例えば、本アンケート調査では、問11及び、問24の選択肢に現代的な課題（情報リテラシー、労働法教育、いじめ、時事的に話題の法案の解説）を組み入れた。また、関東弁護士会連合会のアンケートでは「法曹関係者」を使用し、そのアンケートの分析ではそれを「法律実務家」に読み替えたが、本アンケート調査では「法曹関係者」に統一して使用している。また、本アンケート調査の問27の選択肢は、関東弁護士会連合会のアンケートを一部まとめたものを使用した。新たに「教員免許講習」を加えた。
- 14) なお本アンケート調査の内容及び回答の全容は、上越教育大学研究プロジェクト「地域の社会科教育における臨床的課題解決に向けた協働的实践研究」報告書（2014～2015年度、代表：茨木智志）、pp.77-97、2016に示されている。
- 15) この教員経験年数には、非常勤務の年数も含まれている。
- 16) これ以降、関弁連のアンケートの分析に関しては、関東弁護士会連合会編、前掲注(10)、pp.52-80を分析したものを示すものである。

Analysis Study on the Survey of Law-Related Education Practices and Social Studies Teachers

– The survey in Niigata Prefecture Social Studies Education and Research Association

Kazuyoshi NAKADAIRA*

ABSTRACT

This report analyzed an investigation about the recognition of the Law-Related Education (LRE) itself in the school spot and the actual situation of the practice about the LRE that a study, practice was carried out by recent social studies education. So far survey on LRE in the school education of Niigata prefecture was not observed. I was thinking of the survey, by analyzing the beginning of on doing in the future of LRE practice. Niigata prefecture of respondents, is a member of the Niigata Prefecture, social studies education study group, many of which are veteran social studies teacher before and after the teachers 20 years of experience. It should be noted that the format of the questionnaire was compliant with the contents of the Kanto Bar Association Federation was carried out in 2011. From the analysis of the survey results, although LRE practice has been carried out, rather than performing a practice with a lawyer, a teacher can be seen a lot to do alone. In addition, the latter when compared to the elementary school and junior high school are doing more and more of practice. And, elementary school, junior high school to both, has been committed to LRE practice dealing with the law itself. While recognizing the potential for LRE itself, in principle understanding and awareness of the LRE is not widespread. Also in order to expand its understanding, is required for the development of LRE program that schools and universities, lawyers in cooperation

* Humanities and Social Studies Education